

意見書第 6 号

一般廃棄物処理施設の整備に伴う関係地域への対策事業に係る
経費について適正な負担をするよう求める意見書（案）

上記の議案を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 9 条
の規定に基づき別紙のとおり議決を求める。

令和 3 年 8 月 3 0 日 提出

提 出 者

香 芝 市 議 会 議 員

芦 高 清 友

賛 成 者

香 芝 市 議 会 議 員

木 下 充 啓

一般廃棄物処理施設の整備に伴う関係地域への対策事業に係る 経費について適正な負担をするよう求める意見書（案）

令和３年８月１９日に開催された香芝・王寺環境施設組合議会調査特別委員会において、新たな一般廃棄物処理施設の整備のために関係地域の住民らで構成する自治会と締結した基本協定に掲げる対策事業（以下「地元対策事業」という。）に係る経費（以下「地元対策経費」という。）について、王寺町の負担割合について質疑があったところ、平井王寺町長（香芝・王寺環境施設組合副管理者）の答弁は、地元対策経費については各自治体が行うべきものとの内容であった。

すなわち、新たな一般廃棄物処理施設の整備のためには、関係地域の住民らの理解を得るために必要不可欠であった基本協定（以下「新基本協定」という。）の締結及びその前段階の覚書の締結が必要不可欠のものであって、地元対策事業は必ず実施しなければならないものであることは自明であるにもかかわらず、王寺町長の独自の見解に従えば、総額約１９億円にも上る地元対策経費については、王寺町は全く負担せず、すべて香芝市が負担しなければならないというものである。

特に地元対策事業の一つであるごみ収集車の搬入道路に関して、王寺町からの搬入経路となる道路の整備については、旧基本協定において掲げられた事項であったが、旧施設が稼働してからも履行されず、現在に至るまで関係地域の住民らとの合意が反故にされてきたものである。

香芝市に存する住宅地内を王寺町のごみ収集車が通行し続けてきたことにより、関係地域の住民らに対して受忍の限度を超える生活環境の保全上の支障を生じさせているのであり、新基本協定は旧基本協定における合意事項の履行を求めるものであって、ごみ収集車の搬入道路の整備については新たな一般廃棄物処理施設の整備のために必要不可欠で、最重要の事項であったことは明らかである。

したがって、王寺町からの搬入経路となる道路の整備をしなければ新たな一般廃棄物処理施設の整備もなし得ないことは明らかであり、その経費については王寺町の負担を欠くまま事業を進めることは著しく正義に反するものである。王寺町長の独自の見解によって正義が蹂躪され、香芝市民たる関係地域の住民らに悪臭、騒音及

び振動による被害等の多大の負担を強いるばかりか、王寺町による
ごみ収集車の通行により生じている支障の是正のために香芝市財
政にのみその負担を課そうとする姿勢は、両市町がこれまで築き上
げてきた信頼関係を大きく揺るがすものであって、到底看過するこ
とはできない。

よって、王寺町におかれては、速やかに本件にかかる見解を改め、
新たな一般廃棄物処理施設の整備に伴う関係地域への対策事業に
係る経費について適正な負担をするよう求めるものである。

以上地方自治法第99条の規定によって意見書を提出する。

令和3年 月 日

王寺町長 平井 康之 殿

奈良県香芝市議会